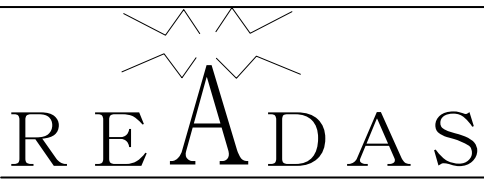


第 5811 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年10月6日 金曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 給与と請負の違い

Q：給与と請負だと税務の取扱いが違うようですが、給与と請負はどう違うのですか？

A：次のような取扱いになっています。

### 【解説】

給与は給与所得、請負は事業所得に該当し、所得計算の方法が違いますので両者は明確に区分しなければなりません。

両者の区別のポイントは、給与所得が「非独立的、従属的労働の対価」であるのに対し、事業所得は「自己の計算と危険において行われる経済活動としての事業から生ずる所得」であることですが、実務的には次の事項を総合的に勘案して判定することとされています。

- ① 契約内容が他人の代替を容れるかどうか（代替不可の場合は給与所得）
- ② 仕事の遂行に当たり、個々の作業について指揮監督を受けるかどうか（指揮監督を受ける場合は給与所得）
- ③ 引渡しが終わっていない完成品が不可抗力のため滅失した場合等において、その者が権利として報酬の請求ができるかどうか（請求ができる場合は給与所得）
- ④ 所得者が材料を提供するかどうか（材料が無償支給されている場合は給与所得）
- ⑤ 作業用具が供与されているかどうか（供与される場合は給与所得）

